



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 栃木労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月 29 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

室 長 相川 武志

室長補佐 高田 広行

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

「今月のおすすめ情報」をお届けいたします！

○栃木労働局（局長 藤浪竜哉）は、労働局の主要な取組、重要なお知らせを「今月のおすすめ情報」としてリーフレット形式でまとめ、毎月、労働局ホームページで情報発信していきます。

○「今月のおすすめ情報」は、前月下旬ごろに発信する予定です。事業主、労働者の皆さまのお役に立てる情報をお届けいたします。ぜひご活用ください！

<労働局 HP> <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyou>

局 HP のトップページのここに掲載しています！

栃木労働局「今月(7月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 「STOP！『あわてる・あせる・あなどる』行動・声かけ100日運動」展開中・熱中症予防のための7つのルールの徹底を！

○令和2年の死傷者数が3年連続で増加し、過去10年間で最多を更新したことから、
 < 令和3年5月24日から令和3年8月31日までの100日間 >
 「全業種、全事故の型、全労働者参加型」の労働災害防止運動である
 「STOP！『あわてる・あせる・あなどる』行動・声かけ100日運動」を展開中。

<資料：実施要綱>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000871035.pdf>

○「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（令和3年5月から9月）期間に、熱中症予防のための7つのルール（対策）の徹底を呼びかけています。

<資料①：熱中症予防のための7つのルール>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000874978.pdf>

<資料②：県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況の概要>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000884490.pdf>



② 在籍型出向を活用した雇用維持を支援しています

在籍型出向支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を支援しています。

「産業雇用安定助成金」は、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成する制度です。

○助成金に関するお問い合わせは、各ハローワーク又は職業対策課分室へ

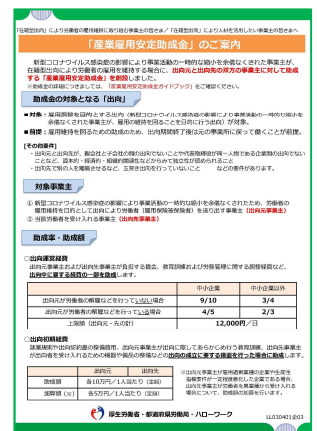
各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html

○出向の送り出し企業や、受け入れ企業に関する情報は、
 産業雇用安定センター栃木事務所
 宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル6F Tel.028-623-6181

<詳細はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html



③ 労働保険年度更新の手続きは電子申請をご利用ください ~令和3年7月12日まで~

【事業主の皆様へ】

○令和3年度労働保険年度更新の手続きは、**令和3年7月12日**までです。
窓口に出向かず、自宅やオフィスで24時間手続可能な**電子申請**を是非ご利用ください。



<詳細はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

④ 新しいスキルを身に付けてステップアップしたい方へ 短時間・短期間の訓練スタート!

公共職業訓練・求職者支援訓練とは？

○しごとをお探しの方を対象とした「**無料の職業訓練制度**」です。
キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができます。

<詳細はこちら>

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/120144.html

○新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方、シフトが減少した方、生活に困窮する方など働きながらステップアップしたい方に、**職業訓練の時間や期間を柔軟化し、受講しやすい短時間・短期間の職業訓練(求職者支援訓練)**を県内で初めて開始します。

<詳細はこちら>

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00414.html

あなたのしごと探しに、**役立ツスキルを。**
ハロートレーニング
＜離職者訓練・求職者支援訓練＞

【**受講料は無料**】
※一部テキスト代等は有料

雇用保険を受給しながら受講可能 **離職者訓練**

月額10万円の給付金を支給(支給要件あり) **求職者支援訓練**



⑤ 育児・介護休業法が改正されました！ ~来年4月1日から段階的に施行されます~

○今年6月に育児・介護休業法が改正されました。

<改正ポイント>

- 1 **雇用環境整備、個別の周知・意向確認**の措置が事業主の義務になります
- 2 **有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和**されます
- 3 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります
- 4 育児休業を分割して取得できるようになります
- 5 育児休業取得状況の公表が義務になります(従業員1,000人超企業のみ)

※ 1, 2は**令和4年4月1日**、3, 4は公布後(令和3年6月9日)1年6か月以内の政令で定める日、5は令和5年4月1日から適用になります。

事業主の皆さまへ(全企業が対象です)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は全文を参照してください。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります
期日と取得できる育児休業の取得要件を定める点

取得可能期間	取得要件(育児休業とは別に取得可能)	育児休業取得
子の出生後8週間以内	4週間まで取得可能	育児休業1年(育児休業)まで
育児休業	育児休業の2回取得まで(※1)	育児休業1か月間まで
分割取得	分割して2回取得可能	育児休業1か月間まで(育児休業)まで
休業中の延長	育児休業を継続している場合に限り、労働者が合意した範囲(※2)で休業中に延長することが可能	育児休業不可

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります
期日:令和4年4月1日

- 育児休業を中止しやすくなる措置の整備(新卒、帰国(再就職))
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

③ 育児休業取得状況の公表が義務になります(従業員1,000人超企業のみ)
公表対象:令和4年4月1日以後に育児休業を取得した労働者

④ 育児休業取得要件の緩和(有期雇用労働者)
対象:令和4年4月1日以後に育児休業を取得した労働者

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります(従業員1,000人超企業のみ)
公表対象:令和4年4月1日以後に育児休業を取得した労働者

⑥ 育児休業取得状況の公表が義務になります(従業員1,000人超企業のみ)
公表対象:令和4年4月1日以後に育児休業を取得した労働者

⑦ 育児休業取得状況の公表が義務になります(従業員1,000人超企業のみ)
公表対象:令和4年4月1日以後に育児休業を取得した労働者

栃木労働局HPの「新着情報」、「雇用環境・均等関係> 育児・介護と仕事の両立」に掲載中

<詳細はこちら>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

